

平成26年4月

六戸町農業委員会総会議事録

期 日 平成26年4月21日

場 所 六戸町役場2階小会議室

六戸町農業委員会総会

- 1 場 所 六戸町役場 2階小会議室
- 2 開会日時 平成26年4月21日(月)午後3時00分
- 3 閉会日時 平成26年4月21日(月)午後4時20分
- 4 出席委員(12名)

1番 古里 厚子 委員	2番 小野寺 邦男 委員
3番 渡辺 耕一 委員	5番 小泉 兼雄 委員
6番 三浦 英雄 委員	7番 山本 英雄 委員
8番 木村 喜和 委員	9番 久田 伸一 委員
10番 四木 俊一 委員	13番 小林 勲 委員
14番 高館 孝 委員	15番 金淵 盛一 委員
- 5 欠席委員(1名)

11番 新山 秀男 委員

- 6 会議に付した案件
町議案
報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
議案第1号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
議案第2号 六戸町農用地利用集積計画(案)について
- 7 会議録署名委員

5番 小泉 兼雄 委員	6番 三浦 英雄 委員
-------------	-------------
- 8 会議事件の説明及び職務のため出席した職員

事務局 長 外山 昌彦	事務局 次長 佐藤 一也
事務局 主査 吉本 平	
- 9 書 記
事務局 主査 吉本 平

【 開会 午後3時00分 】

事務局 定刻になりましたので、これより平成26年4月7日告示招集いたしました平成26年4月六戸町農業委員会総会を開催いたします。

起立願います。

よろしく願います。

着席願います。

それでは、六戸町農業委員会会議規則第6条により定足数に達しておりますので、総会が成立することを報告します。

会長より挨拶を、願います。

会長 挨拶（省略）

事務局 業務報告及び業務計画について、外山局長より願います。

事務局長 資料に基づき業務報告及び業務計画説明（省略）

事務局 六戸町農業委員会会議規則第8条により会長が総会の議長となり議事を整理することとなっておりますので、よろしく願います。

議長 出席委員は定数に達していますので、総会は成立いたしました。

只今より、平成26年4月7日告示招集されました平成26年4月六戸町農業委員会総会を開会いたします。

本日の欠席委員は、11番新山秀男委員です。

これより本日の会議を開きます。次に、議事録署名委員の指名を行います。お諮りします。議事録署名委員は議長において指名することにご異議ありませんか。

～なしの声あり～

議長 ご異議なしと認め、議長より指名いたします。

5番小泉兼雄委員、6番三浦英雄委員を指名します。

参与には外山局長以下各職員、書記には吉本主査を任命します。

次に、会期の決定を行います。お諮りします。総会の会期は本日1日限りとしたいと思います。これにご異議ありませんか。

～なしの声あり～

議 長 ご異議なしと認め総会の会期は本日 1 日限りと決定いたしました。
六戸町農業委員会会議規則第 1 1 条（法律第 2 4 条）の確認については、議案第 1 号において、3 番渡辺耕一委員と私が該当しますので議案審議の前に退席することになります。なお、議案第 1 号については古里職務代理が議長として会議の進行を行います。

それでは、町案件の審議に入ります。

報告第 1 号について事務局から報告をいたします。

事務局の説明を求めます。

事務局長 報告第 1 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について」ご説明いたします。

農地法施行規則第 2 5 条第 1 項の規定により、別紙のとおり相続等による権利取得の届出書を受理したので報告するものであります。

（説明省略）

議 長 報告についてご意見ございませんか。

～なしの声あり～

議 長 意見がないようですから、報告第 1 号を報告済みといたします。

次に報告第 2 号について事務局から報告をいたします。

事務局の説明を求めます。

事務局長 報告第 2 号「農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知書の受理について」ご説明いたします。

農地法施行規則第 6 8 条第 1 項の規定により別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告するものであります。

（説明省略）

議 長 報告について、ご意見ございませんか。

～なしの声あり～

議 長 意見がないようですから、報告第 2 号を報告済みといたします。

つづいて、議案第1号を上程する前に、3番渡辺耕一委員と私は、会議規則第11条に抵触しますので、退席し職務代理が議長を務めます。

(渡辺委員・金淵会長退室)

議長 議案第1号については、私が議長を務めますのでよろしくお願いします。
(職務代理) 議案第1号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。
事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第1号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」ご説明いたします。
農地法施行令第3条第1項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので審議を求めるものであります。
(説明省略)

議長 事務局から説明が終わりました。
(職務代理) それでは、委員の皆さまが現地確認をしておりますので、その結果について代表委員より報告をお願いします。

6番 1班・現地調査は、私他4名で主に町北側の案件について行いました。
三浦委員 その中で、問題となるような土地はございませんでした。
以上報告致します。

5番 2班・現地調査は、私他5名で主に町中域の案件について行いました。
小泉委員 その中で 問題となるような土地はございませんでした。
以上報告致します。

13番 3班・現地調査は、私他4名で主に町南側の案件について行いました。
小林委員 その中で、問題となるような土地はございませんでした。
以上報告致します。

議長 事務局及び代表委員からの説明が終わりましたので質疑を受けます。
(職務代理) 質疑ありませんか。

9番 ある案件での借人が別の案件で農地の貸人になっているのは、申請事由の経営規模拡大
久田委員 や縮小に該当しないのではないか。

事務局次長 農地の集積化を図るために近い土地を借りて、遠い土地を貸すという場合もありますの

で、申請事由を正しく確認していきたいと思います。

議 長 ほかに質疑ありませんか。
(職務代理)

～なしの声あり～

議 長 質疑がないようですから、質疑を終結いたします。
(職務代理) これより議案第1号を採決いたします。
お諮りいたします。
本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

～なしの声あり～

議 長 ご異議なしと認めます。
(職務代理) よって議案第1号は原案のとおり承認することに決定いたしました。
議案第1号の審議が終了しましたので、渡辺委員・金淵会長の入室を求めます。
議案第2号の審議から金淵会長へ議長を交代します。
(渡辺委員・金淵会長入室)

議 長 つづいて、議案2号を上程いたします。
事務局から提案理由の説明をいたします。
事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第2号「六戸町農用地利用集積計画（案）について」ご説明いたします。
農業経営基盤強化法第13条第4項の規定により、六戸町農用地利用集積計画（案）を別紙のとおり作成したので、六戸町長に対して農用地利用集積計画を定めるように要請することの承認を求めるものであります。
(説明省略)

議 長 事務局の説明が終わりましたので、質疑を受けます。
質疑ありませんか。

～なしの声あり～

議 長 質疑がないようですから、質疑を終結してよろしいですか。
議 長 これより議案第2号を採決いたします。
お諮りいたします。
本案は原案のとおり要請することにご異議ありませんか。

～なしの声あり～

議 長 ご異議なしと認めます。
よって議案第2号は原案のとおり要請することに決定いたしました。

以上をもちまして、六戸町農業委員会4月総会を閉会いたします。
お疲れ様でした。

【 閉会 午後4時20分 】